

令和6年度

幼稚園等新規採用教員研修
園内研修

研修テキスト

福島県教育センター

幼稚園等新規採用教員研修 研修テキスト目次

領 域	〈要 素〉 ・ 項目例	ページ		
①基礎的素養	〈園運営の理解〉	・ 園の教育目標、教育方針の理解	1	
		・ サービスと勤務	2	
		・ 園務分掌	3	
		・ 職員会議	4	
		・ P T Aの組織と運営	5	
		・ 開かれた園運営	6	
	〈健康・安全管理〉	・ 健康・安全指導の進め方	7	
		・ 事故発生時の対応	8	
②学級経営	〈学級経営の実際〉	・ 学級経営計画	9	
		・ 学級事務の進め方	10	
	〈集団形成〉	・ 学級の実態把握と指導	11	
		・ 学級づくり	12	
	〈家庭との連携〉	・ 保護者の理解と家庭との連携の仕方	13	
		・ 保護者会の進め方	14	
		・ 学級だよりや家庭訪問	15	
	③教育課程・ 指導計画	〈教育課程〉	・ 行事の考え方と実際	16
		〈指導計画〉	・ 週・日案の作成の方法と活用	17
〈保育〉		・ 指導の実際	18	
		・ 遊びや生活の仕方と指導の実際	19	
		・ 環境構成の考え方と実際	20	
		・ 園具・教具等の工夫	21	
		・ 保育の展開と反省、評価	22	
④幼児理解・ 評価	〈幼児理解〉	・ 幼児の理解と指導の実際	23	
	〈評価〉	・ 幼児教育における評価の考え方	24	
		・ 記録の取り方と指導要録の記入の実際	25	
⑤連携	〈各種機関等との連携〉	・ 地域の理解と活用	26	

※適宜、園の教育計画等を参照すること。

◎ 研修のねらい

園の教育目標、教育方針について理解する。

1 園の教育目標

(1) 教育目標とは

園が、教育活動その他の園運営について、目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していくためには、まず目標を適切に設定することが重要である。

各園においては、基本となる教育目標を設定することが通例であるが、目指す幼児像を示すなど、園経営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的抽象的な内容であることが多い。そこで、以下の項目に基づき、園の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど、実効性ある具体的な目標や計画を設定することが必要となる。

- ・ 園が特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題(「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を参考に)
- ・ 前年度の園評価の結果及びそれを踏まえた改善方策
- ・ 保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などを通じて把握した園への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題

新規採用教員が、自園の園経営における、教育目標と重点目標・重点指導事項を理解した上で、保育とのつながりを確認する。

(2) 自園の教育目標

〈自園の教育目標、重点目標・重点指導事項〉

〈自園の教育方針〉

〈参考資料〉

幼稚園教育要領解説 第1章第3節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節 平成30年3月

①基礎的素養

〈園運営の理解〉 服務と勤務

◎ 研修のねらい

公務員がその職務を遂行する上において又は公務員としての身分を有することにより当然に守るべきこととされている公務員の在り方（服務）や、教職員が園長等職務上の上司の指揮監督を受けて自己の職務に従事することを義務付けられている勤務時間等に関する理解を深める。

1 服務

(1) 服務の根本基準と宣誓

(2) 義務

(3) 禁止、制限

(4) 指導上の留意事項

(5) 服務倫理

※実際の項目は園種等により異なるため、詳細は園長に確認すること。

2 勤務

(1) 勤務時間

(2) 勤務時間の割振り

(3) 休憩時間

(4) 勤務時間の変更

(5) 出勤簿

(6) 勤務時間の管理

(7) 休暇

(8) 休業

(9) 職務に専念する義務の免除

3 教師の一日

(1) 出勤前

(2) 出勤途上

(3) 出勤

(4) 退勤

◎ 研修のねらい

園は、教育目標を達成するために園務分掌の仕組みが整えられており、一人一人の教師が園運営の一部を分担していることを理解する。

1 園の組織力向上

園が機能的に運営されるためには、園の実態を踏まえた上で『園経営・運営ビジョン』を策定する必要がある。また、実践の際は、園が組織の機能を生かした取組を行うことが大切である。このことから、園経営の在り方、教職員の取組、組織の見直し、評価活動等とともに、更にこれらに関連付けるマネジメントの取組等が重要となる。

園の組織力は、園務分掌の組織編成や運営の在り方に限らず、教師の実践力、更には地域との関わりなど、それぞれの取組相互の関わりでとらえる必要がある。

(1) 園務を遂行する上で大切なこと

(2) 組織の一員としての自分の立場とは

2 自園の園務分掌組織

〈自分の園務で具体的に取組んでいくこと（5W1Hの視点で）〉

◎ 研修のねらい

職員会議の意義とともに、会議への参加の仕方について理解する。

1 職員会議

(1) 職員会議の意義

(学校教育法施行規則第48条、市町村学校管理規則等)

職員会議は、園長の職務の円滑な執行に資するため、園の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行う会議であり、園長が主宰する。

- ・ 意思伝達機能
- ・ 経営参画機能
- ・ 連絡調整機能
- ・ 研修機能

(2) 会議への参加

ア 開始時刻に遅れないようにする（少なくとも、開始5分前には着席するよう心掛ける）。

イ ノートを用意し、要点を記録する。

ウ 会議資料の整理・保存を工夫し、活用できるようにする。

エ よく聞き、じっくり考え、自分の意見をもち、積極的に建設的な発言をするよう心がける。

オ やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、予め園長に許可を得る。

◎ 研修のねらい

PTAの意味や目的を知るとともに、PTA活動を円滑に進めるために心がけることやかわり方について理解する。

1 PTA (Parent-Teacher Association) とは

PTAとは、各園の保護者と教師による社会教育関係団体（社会教育法第10条）である。園によって「父母と教師の会」などとも呼ばれる。

- ・ 保護者と教職員で自主的に構成され、両者が対等の立場で活動する団体
- ・ 青少年団体や地域団体などと共に社会教育関係団体の一つ
- ・ 園の教育活動を理解し、教育に関わる活動に取り組むことで、家庭・地域・園を結ぶ役割も期待

2 PTAの目的

3 PTA活動を円滑に進めるために

〈自園におけるPTA組織に対して具体的に関わっていくこと〉

◎ 研修のねらい

開かれた園運営が求められている背景を知り、これからの開かれた園運営のために心がけることや教職員としてのかかわり方について理解する。

1 開かれた園運営が求められている背景

- ・ 「園・家庭・地域社会」の連携
- ・ 新たな時代の教育への対応
- ・ 地域コミュニティの拠点形成

2 これまでの「開かれた園運営」

- ・ 園施設の開放
- ・ 園の立場から理解と協力を得る保護者や地域社会の人々とのかかわり

3 これからの「開かれた園運営」

家庭や地域社会に対して、積極的に働きかけ、家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていく。

(1) 園の評議員の設置

- ・ 園の教育について幅広く地域住民の意見を聞き、園運営に反映させていく仕組み
- ・ 信頼づくりの面からも効果

(2) 園支援ボランティアの導入

- ・ 保護者や地域の人々にボランティアとして協力してもらう

(3) 内に開かれた園づくり

- ・ 教職員が主体的に園運営に参画したり、PTA活動に積極的に参加したりして、教職員の心を開く園

〈参考資料〉

幼稚園教育要領解説 第1章第6節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第4章第4節 平成30年3月

◎ 研修のねらい

心身の健康の保持増進のための健康教育及び保健管理を内容とする保健、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成を図る安全教育及び安全管理を内容とする安全、その他、食育や幼児の体力向上等について、理解を深める。

1 健康教育

2 保健・・・保健計画

- ・ 感染症リスクへの対応（感染症対応マニュアル）

3 安全・・・安全指導計画

(1) 生活安全に関する内容

- ・ 潜在危険を予測した対応

(2) 交通安全に関する内容

- ・ 「危機管理マニュアル」

(3) 災害安全に関する内容

- ・ 「防火・防災計画」

(4) ヒヤリハットの報告・・・(1)～(3)に関連

※園の教育計画やガイドライン（厚生労働省、内閣府等）を参考にすること。

4 食育

幼児が意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しむようになっていく。

(1) 食育計画

(2) 食育の環境

5 幼児の体力向上

(1) 意欲的に運動しようとするための指導の工夫

(2) 心身の健康に問題を抱えた幼児の指導上の配慮

＜参考資料＞

幼稚園教育要領解説 第1章第3節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第3章 平成30年3月

①基礎的素養

〈健康・安全管理〉事故発生時の対応

◎ 研修のねらい

幼児の生命を守り、傷害を防止するとともに、不慮の事故が発生したときに適切な対応がとれるよう、知識及び技能を身に付ける。

1 救急処置の目的

- (1) 目的
- (2) 園における救急処置の対応
- (3) 救急処置の範囲

2 事故への対応

- (1) 緊急時対応に関する体制整備
- (2) 急病人が発生したときの処置
- (3) 外傷を負ったときの処置
- (4) 交通事故が発生したときの処置
- (5) 災害が発生したときの処置

3 報告書の提出

- (1) 職員の事故
- (2) 幼児の事故

4 園外での活動

- (1) 安全面での留意事項
- (2) マナーでの留意事項

〈自園における危険箇所〉

〈自分の通勤経路上の危険箇所〉

〈参考資料〉

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【施設・事業者向け】 平成28年3月

幼稚園教育要領解説 第2章第2節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第3章第4節 平成30年3月

②学級経営

〈学級経営の実際〉学級経営計画

◎ 研修のねらい

学級経営の意義とねらい、内容、具体的な方法を理解し、よりよい経営ができるようにする。

1 学級の経営

(1) 学級経営

(2) 幼児理解の深化

(3) 学級集団の人間関係づくり

2 学級担任と他教職員の協力的な指導

(1) 個別の配慮について共通理解が必要な幼児

(2) 各担当との連携

(3) スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、関係機関（保健福祉・支援センター等）との連携

(4) 前年度の学級担任等との連携

3 登降園時の指導

(1) 登園時

(2) 降園時

4 給食・昼食の指導

(1) 基本的な指導・配慮

(2) 食物アレルギーをもつ幼児への対応

〈自園における食物アレルギーをもつ幼児への対応〉

5 安全な環境の構成と援助

(1) 室内環境

(2) 戸外環境

(3) 遊具、教材等

〈参考資料〉

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019改訂版）

幼稚園教育要領解説 第1章第3、5節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第3章第1～4節 平成30年3月

②学級経営

〈学級経営の実際〉学級事務の進め方

◎ 研修のねらい

学級事務の進め方に関する具体的な方法を理解し、適切な事務処理能力を身に付け、経営に生かす。

1 学級事務

～ 次の事務について内容と進捗状況を確認する ～

- 年間指導計画、月指導計画、週指導計画
- 指導要録（補助記録簿）
- 出席簿、出席統計名簿
- 学級経営誌
- 遊具・教材等の管理
- 前担任との事務と指導の引継ぎ
- 緊急連絡票
- 連絡網（個人情報に関する保護者の同意書）
- 保育の記録（記録簿）
- 卒園・修了台帳
- 担当する会計の管理
- 健康診断票の記録・管理
- 個別の指導計画
- 個別の教育支援計画
- 必要に応じて家庭通信、連絡帳
- 環境づくり

2 指導要録及び記録簿の作成

- (1) 形態、記載事項
- (2) その他

〈参考資料〉

幼児理解に基づいた評価 平成31年3月

◎ 研修のねらい

学級の実態把握に関する具体的な方法を理解し、よりよい指導ができるようにする。

1 幼児期の特性と幼稚園教育の役割

①幼児期の特性

②幼稚園の生活

③幼稚園の役割

2 実態把握のポイント

- ・長期の指導計画の確認
- ・短期の指導計画の検討

(1) 生活の様子から

(2) 遊びの様子から

〈自園における実態把握〉

〈参考資料〉

幼稚園教育要領解説 序章第2節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 序章第2節 平成30年3月

◎ 研修のねらい

学級経営のための基本的な指導内容、具体的な方法を理解する。

1 指導の実際

- (1) 幼児の発達を理解した上で、今育てたいことは何か…ねらい
- (2) ねらいを達成するために必要なことは…内容
- (3) 生活する姿からふさわしい環境の構成を考える
- (4) 指導の結果、幼児がどう変容したのか…反省、評価

2 教師間の連携

- ・ 教師間で学級の実態や共有する遊び場の設定について共通理解を図る。
- ・ 個別に配慮が必要な幼児の実態について、関係する教職員と常に情報交換する。

3 保護者との連携

- ・ 懇談会や学級通信、連絡帳等で情報を伝える。
- ・ 保護者の気持ちに寄り添い、時には意見を求めるなどして実際の指導に生かす。

4 学級経営の評価

※前項「学級の実態把握と指導」との関連を図る

- (1) 一人一人の幼児の育ちが、学級全体の変容につながることを理解→学級づくり
- (2) 常に一人一人の幼児の気持ちを理解しようと努め、どのようなことを育てたいのか、学級目標を明確にする。
そのためには、
 - ・ 全ての幼児に公平に接する
 - ・ 毎日すべての幼児に声をかける
 - ・ 多角的・多面的に幼児をみる
 - ・ 主任等の援助を積極的に受ける
 - ・ 家庭との連携を密にする

◎ 研修のねらい

保護者の理解と家庭との連携の仕方を知ること、よりよい学級経営に役立てる。

1 教育要領より

第6節 幼稚園運営上の留意事項

- 2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりするなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。

2 家庭との連携の意義

幼児の生活は、家庭、地域社会、そして、幼稚園と連続的に営まれている。

- ・ 幼稚園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すための生活を実現していく必要
- ・ 幼稚園が安心して過ごすことができる場になっていること
(保護者が幼稚園や教師に信頼感をもっていること)
- ・ 幼稚園での生活が家庭でも生かされるようにすること

3 情報交換による保護者の理解、園の理解

- ・ 学級懇談会
- ・ 登園・降園時
- ・ 連絡帳
- ・ 園だより、学級だより
- ・ 教育相談(個別懇談)
- ・ 保育参観・保育参加

4 保育参加による保護者の理解、園の理解

保護者が幼稚園生活そのものを体験することにより、保護者が…

- ・ 具体的に理解
- ・ 幼児の気持ちや言動の意味への気付き
- ・ 発達の見通しをもつことができる
- ・ 幼児への関わりを学べる
- ・ 保護者同士の仲間意識
- ・ 終了後の教師との情報交換により幼稚園教育や幼児への関わり方への理解を一層深めることができる

＜参考資料＞

幼稚園教育要領解説 第1章第7節及び第3章 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第4章第1～3節 平成30年3月

②学級経営

〈家庭との連携〉保護者会の進め方

◎ 研修のねらい

保護者会の開催単位や進め方、座席の配置等を理解し、実際の保護者会の場で生かすことができるようにする。

1 保護者会（保護者懇談会）の開催単位

- 園によって
- ・ 学級単位で行う場合
 - ・ 学年単位で行う場合

2 進め方

司会や進行

- ・ 学級役員等をその場で決定することもある（難航する場合は主任等に協力を依頼する）

懇談

- ・ 幼児の様子や担任としての経営方針等を伝える
- ・ 保護者の意見や要望をしっかりと受け止め、その後の学級運営に生かす

～ 懇談会進行（例）～

- 1 開会の言葉
- 2 担任あいさつ
- 3 懇談
 - (1) 園生活の様子
 - (2) 話し合い
グループに分かれて質問や要望を出し合う
 - (3) その他
- 4 諸連絡
- 5 閉会の言葉

3 座席の配置

全員が気軽に話し合えるように配慮

- ・ コの字型
- ・ 四角型 など

（担任からの一方通行にならないように）

4 その他

即答できない質問や要望は保留し、主任等に伝えて後日回答する

～自園での保護者会のスタイル～

◎ 研修のねらい

基本的な学級通信等や電話連絡、家庭訪問の意義と方法を知ること、学級のよりよい経営に役立てる。

1 学級だより（園だより）

- ・ 発行の有無、内容の区分
- ・ 形式
- ・ 発行ペース
- ・ 留意事項
- ・ 記事内容
- ・ 推敲・校正
- ・ 決裁から発行まで

2 電話連絡と対応

- (1) 園から保護者等への連絡
- (2) 保護者からの連絡

3 家庭訪問

- (1) 計画的な訪問の場合
- (2) 計画外に訪問する場合

4 教育相談（個別懇談）

- (1) 園生活の様子を伝える
- (2) 家庭の様子を聞く
- (3) 互いに協力し合う点を確認

〈家庭との連携に関するこれまでの成果と今後の課題〉

◎ 研修のねらい

行事の指導に当たっては園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に活動できるよう、見通しをもった指導の必要性について理解を深め、実際の指導に生かす。

1 教育要領より

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

3 指導計画の作成上の留意事項

(5) 行事の指導

行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。

2 行事による効果

- ・ 自然な生活の流れに変化や潤い
- ・ 活動意欲の高まり
- ・ 幼児同士の交流
- ・ 思わぬ力を発揮することへの気付き
- ・ 遊びや生活への新たな展開
- ・ 園の指導方針についての保護者の理解を得る機会
- ・ 知識の広がり
- ・ 人との交流の広がり

3 行事選択に留意すること

- ・ どのような意味をもつか
- ・ 生活に即して発達に応じた必要な体験が得られるか
- ・ 遊びや生活がさらに意欲的になるか
- ・ 主体的な活動になっているか

4 指導に当たって留意すること

- ・ 期待感
- ・ 主体性
- ・ 喜びや感動
- ・ 達成感
- ・ 活動の精選

5 その他

〈参考〉

教育要領 第2章 ねらい及び内容

第2節 各領域に示す事項

3 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く

〈参考資料〉

幼稚園教育要領解説 第1章第4節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節 平成30年3月

幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月

◎ 研修のねらい

週・日案等指導計画の考え方や作成上の基本事項・留意事項について理解を深め、活用できるようにする。

1 指導計画の考え方

教育要領 第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

幼稚園教育は、幼児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼稚園においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、それぞれの幼稚園の教育課程に基づき、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

- (1) 幼児の主体性と指導の計画性
- (2) 教育課程と指導計画
- (3) 指導計画と具体的な指導

2 指導計画の作成上の基本的事項

- (1) 発達の理解
- (2) 具体的なねらいや内容の設定
- (3) 環境の構成
- (4) 活動の展開と教師の援助
- (5) 評価を生かした指導計画の改善

3 指導計画の作成上の留意事項

- (1) 長期の指導計画と短期の指導計画
 - ①長期指導計画とは 年間・期・月指導計画（全教師が作成）
 - ②短期指導計画とは 週・日指導計画（学級担任が作成）
- (2) 体験の多様性と関連性
- (3) 言語活動の充実
- (4) 見通しや振り返りの工夫
- (5) 行事の指導
- (6) 情報機器の活用
- (7) 教師の役割
- (8) 幼稚園全体の教師による協力体制

<参考資料>

幼稚園教育要領解説 第1章第4節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節 平成30年3月

幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月

◎ 研修のねらい

1 幼稚園教育の基本

「環境を通して行う教育」を基本とする

- (1) 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。
- (2) 遊びを通しての指導を中心として、ねらいが総合的に達成されるようにする。
- (3) 幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにする。

2 指導の重点

- (1) 幼児が環境に主体的に関わり、発達の時期にふさわしい生活が展開できるよう、指導計画を作成・改善
 - ① 園の実態や幼児一人一人の発達の実情を踏まえ、長期的・短期的に見通しをもった特色ある指導計画を作成する。
 - ② 幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図る。
- (2) 幼児の発達に即した主体的・対話的で深い学びの実現と幼児理解に基づく援助と環境の再構成
 - ① 幼児の発達や実情の興味・関心等を踏まえながら、幼児が人やものとの関わりを通して、多様な体験ができるように教材を工夫するとともに、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成する。
 - ② 幼児が身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり、考えたりする過程を受け止め、幼児同士の関わりが深まるよう援助する。
 - ③ 特別な配慮を必要とする幼児への指導に当たっては、教職員の共通理解の下に、関係機関との連携を図りながら、個別の教育支援計画等を作成し、活用することに努める。
- (3) 幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施
 - ① 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにする。
 - ② 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫し、組織的・計画的に行うようにする。

<参考資料>

福島県教育委員会 令和6年度 学校教育指導の重点

幼稚園教育要領解説 第1章第1節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第1節 平成30年3月

◎ 研修のねらい

遊びを通しての総合的な指導や幼児期にふさわしい生活の展開について理解し、それをもとにした指導を日々の実践に生かす。

1 幼児期にふさわしい生活の展開

- (1) 教師との信頼関係に支えられた生活
- (2) 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活
- (3) 友達と十分に関わって展開する生活

2 遊びを通しての総合的な指導

- (1) 幼児期における遊び
- (2) 総合的な指導

3 指導のポイント

- (1) 幼児が遊びや生活の中で様々な人やものとの関わりを通して多様な体験をし、内面の成長につながるよう援助する。
- (2) 教師は、幼児一人一人の発達の時期や実情に応じて柔軟に対応するとともに、集団生活の中で幼児の関わりが深まるようにする。
- (3) 遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような言語環境を整えるとともに、獲得した言葉を幼児自らが用いて考えを深めていくような言語活動の充実を図る。

<参考資料>

幼稚園教育要領解説 第1章第1節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第1節 平成30年3月

◎ 研修のねらい

環境の構成の意味や保育の展開、留意事項について理解し、それをもとにした指導を日々の実践に生かす。

1 教育要領より

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

2 指導計画の作成上の基本的事項

(2)イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし常にその環境が適切なものとなるようにすること。

2 環境の構成と保育の展開

(1) 環境の構成の意味

- ・ 環境を具体的なねらいや内容にふさわしいものとなるようにする
 - ・ 幼児の生活する姿に即して、その時期にどのような経験を積み重ねることが必要かを明確にする
- ↓
- ・ そのための状況をものや人、場や時間、教師の動きなどに関連付けてつくり出していく

① 状況をつくる

② 幼児の活動に沿って環境を構成する

(2) 保育の展開

① 幼児の生活する姿と指導

② 活動の理解と援助

③ 環境の構成と再構成

(3) 留意事項

① 環境を構成する視点

- ・ 発達の時期に即した環境
- ・ 興味や欲求に応じた環境
- ・ 生活の流れに応じた環境
- ・ 新しいものと出会える環境

② 保育の展開における教師の役割

<参考資料>

幼稚園教育要領解説 第1章第4節及び第2章3節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第1節 平成30年3月

幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月

◎ 研修のねらい

園具・教具について具体的にどのようなものがあるのかを知り、実践において幼児の発達に合った工夫についての理解を深める。

1 法的根拠

幼稚園設置基準第10条

- ① 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- ② 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

2 園具と教具

〈園具〉

教育や保育等のために必要な遊具や備品等（砂場、滑り台、ブランコなど）

〈教具〉

保育内容をより効果的に実施するために、保育者が使用する工夫された具体物（道具）

- ・ 身近な自然に親しむことを目的とした教具
（バケツ、シャベルなど）
- ・ 体を動かして遊ぶことを目的とした教具
（縄跳び、ボールなど）
- ・ 表現を楽しむことを目的とした教具
（絵の具、クレヨン、粘土、楽器など）
- ・ 情報に触れることを目的とした教具
（CD、DVDなど）
- ・ 園生活を送るために必要な教具
（テーブル、いすなど）

3 園具と教具等の工夫

幼児が自らの興味・関心にしたがって自発的に働きかけ、繰り返し扱う中でそのしくみを理解し、活用することができるように…

- ・ 衛生上及び安全上の配慮の重要性

4 情報機器の活用

〈自園の園具・教具と工夫した実践例〉

〈参考資料〉

幼稚園教育要領解説 第1章第4節 平成30年3月

◎ 研修のねらい

幼児一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすことができるよう、評価の工夫・改善のポイントについて理解する。

1 教育要領より

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

2 指導計画の作成上の基本的事項

- (2)ウ 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。

2 幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた指導のポイント「評価の工夫・改善」

- 指導過程を振り返りながら、幼児の姿や変容、そのような姿が生み出されてきた状況などの点から幼児の理解を深め、一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるもの、指導の適切さなどを把握し、指導の改善に生かす。
- 日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かして評価を行ったり、複数の教職員で同じ幼児のよさを捉えたりするなど多面的に捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、園全体で組織的かつ計画的に取り組む。

<参考資料>

福島県教育委員会 令和6年度 学校教育指導の重点

幼稚園教育要領解説 第1章第4節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節 平成30年3月

幼児理解に基づいた評価 平成31年3月

◎ 研修のねらい

幼児理解と指導の実際について理解し、日々の保育に生かすことができるようにする。

1 教育要領より

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

2 幼児を理解するとは

一人一人の幼児と直接に触れ合いながら、幼児の言動や表情から、思いや考えなどを理解しかつ受け止め、その幼児のよさや可能性などを理解しようとする事

3 幼児理解と指導の実際

- ・ 幼児と生活を共にしながら捉え続ける
〈把握すること〉 幼児一人一人がどのような体験を積み重ねているのか
その体験がそれぞれの幼児にとって充実しているか
発達を促すことにつながっているか
→それに基づいて必要な援助を重ねる
- ・ 一人一人の幼児が、そのよさを発揮しつつ、育っていく過程を重視
- ・ 身体全体で表現する幼児の思いや気持ちを丁寧と感じ取ろうとすること

4 幼児理解のための記録の工夫

- ・ 幼児一人一人のよさや可能性を把握するために、日々の活動記録やエピソード、写真等を記録として残して生かしていく

＜参考資料＞

幼稚園教育要領解説 第1章第1、4節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節 平成30年3月

指導と評価に生かす記録 令和3年10月

幼児理解に基づいた評価 平成31年3月

◎ 研修のねらい

幼児教育における評価の意義について理解し、具体的な評価の方法を身に付ける。
特に、幼児一人一人のよさや育っていく過程を積極的に評価する重要性を理解する。

1 教育要領より

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

2 評価の考え方

〈評価とは〉

幼児理解に基づき、遊びや生活の中で幼児の姿がどのように変容しているのかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、指導をよりよいものに改善するための手掛かりを求めること

(教育要領解説 p123)

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園修了時の具体的な姿や幼児が発達していく方向として意識して

- ・ どのような姿を見せていたか
- ・ どのように変容しているか
- ・ そのような姿が生み出された状況はどのようなものであったか
→一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものを把握
→指導改善に生かす
※他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではない

3 留意点

- ・ 教師自身の教育観や幼児の捉え方、教職経験等が影響
→自分自身の幼児に対する見方の特徴や傾向を自覚し、幼児の理解を深めていく

＜参考資料＞

幼稚園教育要領解説 第1章第4節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節 平成30年3月

幼児理解に基づいた評価 平成31年3月

◎ 研修のねらい

教育要領が示す目標に照らして、幼児の実現状況を分析的に捉えて評価する「目標に準拠した評価」を重視し、幼児一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価する重要性を理解する。

1 教育要領より

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

3 記録の取り方

幼児の育ちの事実は、教師が記録しないと消えていく・・・

〈効果的な記録の取り方例〉

4 指導要録について

学校教育法施行規則第24条第2項において、幼稚園の園長は、幼児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを小学校等の校長に送付しなければならないことになっている。このような関係法令も踏まえ、幼稚園において記載した指導要録を適切に送付するほか、それ以外のものも含め、小学校等との情報の共有化を工夫する必要がある。

5 指導要録記入の実際

(1) 学籍の記録

外部に対する在籍の記録を証明する

(2) 指導の記録

一年間の指導の過程とその結果の要約を記入して、次の年度の適切な指導を生み出すための資料とする

〈参考資料〉

幼稚園教育要領解説 第1章第4節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第1、2節 平成30年3月

指導と評価に生かす記録 令和3年10月

幼児理解に基づいた評価 文部科学省 平成31年3月

⑤連携

〈各種機関等との連携〉地域の理解と活用

◎ 研修のねらい

幼児が不足している直接的・具体的な体験を知るとともに、地域との連携によって幼児の教育を豊かにする具体的な方法について理解する。

1 教育要領より

第6節 幼稚園運営上の留意事項

2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりするなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。

2 最近の幼児が不足している直接的・具体的な体験

- ・ 自然と触れ合うこと
 - ・ 地域で異年齢の子供たちと遊ぶこと
 - ・ 働く人と触れ合うこと
 - ・ 高齢者をはじめ幅広い世代と交流すること
- 地域の資源を活用し、幼児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けていく必要

3 高齢者や異年齢の子供とのかかわり

幼児の人との関わりを豊かにする

- ・ 運動会などの園行事や季節の行事に祖父母を招待
- ・ 保育所等との交流で乳幼児に関わる
- ・ 地域の小中学生と交流する

4 地域の文化や伝統とのかかわり

- ・ 日本やその地域が長い歴史の中で育んできた伝統や文化の豊かさへの気付き
- ・ 自分たちの住む地域への一層の親しみ

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

＜参考資料＞

幼稚園教育要領解説 第1章第3、6節 平成30年3月

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第1章第2節及び第4章第4節 平成30年3月